

＝ 令和元年 12月1日施行 ＝

小児用の車（ベビーカー等） の規定が変わります！

原動機を用いた小児用の車等について、歩行者扱いとなる範囲が明確化されました。

＝変更＝

① 原動機を用いるものの車体の高さの基準引上げ

（車体の大きさ）

長さ 120 cm、幅 70 cm、高さ 120 cm をそれぞれ超えないもの

（車体の構造）

- ・ 原動機とした、電動機を用いること
- ・ 時速6キロを超える速度をだせないこと
- ・ 歩行者に危害をおよぼすおそれのある鋭利な突出部がないこと
- ・ 通行させている者が歩行者補助車等から離れた場合、原動機が停止すること



＝新設＝

② 警察署長の確認を受けた電動ベビーカー等の歩行者扱い

①の大きさを越えた場合でも、警察署長の確認を受けた方法で通行させる場合は、車体の大きさの基準の例外とされます。

大型の電動アシスト付きベビーカーをご利用の方へ

原動機を用いる小児用の車で車体の大きさの基準（長さ 120 cm、幅 70 cm、高さ 120 cm）に適合しないものは、特定の経路を通行するなど、他の歩行者の通行を妨げるおそれがないことについて通行場所を管轄する警察署長の確認を受けない限り、歩道通行ができませんので、ご注意ください。



詳しくは、お近くの警察署又は

愛媛県警察本部交通企画課までお問い合わせ下さい。

